

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
1	66	左段 21	2 年以下の ^{ちようえき きんこ} 懲役・禁錮	2 年以下の ^{こうきん} 拘禁刑
2	87	図 4 上	15 年以下の ^{ちようえき} 懲役	15 年以下の ^{こうきん} 拘禁刑
3	87	図 4 右下	15 年以下の ^{ちようえき} 懲役	15 年以下の ^{こうきん} 拘禁刑
4	88	図 1	10 年以下の ^{ちようえき} 懲役	10 年以下の ^{こうきん} 拘禁刑
5	88	上囲み 4	10 年以下の ^{ちようえき} 懲役	10 年以下の ^{こうきん} 拘禁刑
6	90	右段 6	5 年以上の ^{ちようえき} 懲役	5 年以上の ^{こうきん} 拘禁刑
7	90	右段 8	5 年以上の ^{ちようえき} 懲役	5 年以上の ^{こうきん} 拘禁刑
8	90	図 2 中央	5 年以上の ^{ちようえき} 懲役	5 年以上の ^{こうきん} 拘禁刑
9	90	図 2 下	5 年以上の ^{ちようえき} 懲役	5 年以上の ^{こうきん} 拘禁刑
10	102	左段 7	^{ちようえき きんこ} 懲役・禁錮	^{こうきん} 拘禁刑
11	104	図 2	^{ちようえき きんこ} 懲役・禁錮,	^{こうきん} 拘禁刑,
12	107	図 3	死刑 法務大臣の命令により^{こさき}拘置所で執行 懲役 刑務所に拘置、所定の作業義務あり 禁錮 刑務所に拘置、所定の作業義務なし 罰金 1万円以上。納められないときは2年以下で^{ろうえき}労役場に留置 拘留 1日以上30日未満^{こくわう}拘留場に拘置 科料 1000円以上1万円未満。納められないときは30日以下で^{ろうえき}労役場に留置 没収 犯罪の凶器や報酬などを没収	死刑 法務大臣の命令により^{こさき}拘置所で執行 拘禁刑 刑務所に拘置 罰金 1万円以上。納められないときは2年以下で^{ろうえき}労役場に留置 拘留 1日以上30日未満^{こくわう}拘留場に拘置 科料 1000円以上1万円未満。納められないときは30日以下で^{ろうえき}労役場に留置 没収 犯罪の凶器や報酬などを没収
13	107	図 3		
25	107	図 3	3 刑罰の種類 懲役と禁錮は2024年6月から拘禁刑に一本化される。国または地方公共団体が国民に科す金銭罰である「過料」は、刑罰ではない。❓これらの刑罰はそれぞれ、生命を奪う「生命刑」、自由を剥奪する「自由刑」、財産的利益を剥奪する「財産刑」のどれに分類されるだろうか。	3 刑罰の種類 従来の懲役(所定の作業義務あり)と禁錮(所定の作業義務なし)は2025年6月から拘禁刑に一本化された。国または地方公共団体が国民に科す金銭罰である「過料」は、刑罰ではない。❓これらの刑罰はそれぞれ、生命を奪う「生命刑」、自由を剥奪する「自由刑」、財産的利益を剥奪する「財産刑」のどれに分類されるだろうか。
14	109	左段 4	^{ちようえき きんこ} 懲役・禁錮	^{こうきん} 拘禁刑
15	111	図 1	5 年以上の ^{ちようえき} 懲役	5 年以上の ^{こうきん} 拘禁刑

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
16	226	左段 12	<u>懲役，禁錮，</u>	<u>拘禁刑，</u>
17	226	左段 14-17	前条に規定する順序による。 <u>ただし，無期の禁錮と有期の懲役とでは禁錮を重い刑とし，有期の禁錮の長期が有期の懲役の長期の 2 倍を超えるときも，禁錮を重い刑とする。</u>	前条に規定する順序による。 <u></u>
18	226	左段 29	5 年以上の <u>懲役</u>	5 年以上の <u>拘禁刑</u>
19	226	左段 30-31	5 年以上の <u>懲役</u>	5 年以上の <u>拘禁刑</u>
20	226	左段 33	3 年以上の有期 <u>懲役</u>	3 年以上の有期 <u>拘禁刑</u>
21	226	左段 40	5 年以下の <u>懲役若しくは禁錮</u>	5 年以下の <u>拘禁刑</u>
22	226	左段 45-46	無期又は 3 年以上の <u>懲役</u>	無期又は 3 年以上の <u>拘禁刑</u>
23	226	右段 4	5 年以上の有期 <u>懲役</u>	5 年以上の有期 <u>拘禁刑</u>
24	226	右段 7-9	強盗が，人を負傷させたときは無期又は 6 年以上の <u>懲役</u> に処し，死亡させたときは死刑又は無期 <u>懲役</u> に処する。	強盗が，人を負傷させたときは無期又は 6 年以上の <u>拘禁刑</u> に処し，死亡させたときは死刑又は無期 <u>拘禁刑</u> に処する。